

# 令和8年度女性起業家支援事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

## 1 目的

令和8年度女性起業家支援事業委託業務を実施する委託事業者の選定を行うにあたり、応募事業者の審査に関し、必要事項を以下のとおり定める。

## 2 審査委員会の設置

優れた提案者を選定するため、「令和8年度女性起業家支援事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。なお、審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

## 3 審査委員会の構成等

（1） 任務 審査委員は、委託候補者となる事業者の選定に関する事を審議する。

（2） 審査委員

ア 審査委員は次に掲げる者とし、委員長は長野県産業労働部経営・創業支援課長が当たる。また副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

	所属	職名	備考
1	経営・創業支援課	課長	委員長
2	経営・創業支援課	創業・承継支援係長	1名
3	信州の木活用課 職員		1名
4	産業人材育成課 職員		1名

イ 副委員長は、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

（3） 会議

ア 審査委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

エ 審査日に、やむを得ない理由のため出席できない委員は、その委員の推薦する者を代理出席させることができるが、事前に委員長の了承を得るものとする。

## 4 審査方法等

（1） 審査対象 提案書、添付書類及びプレゼンテーション

（2） 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

（3） 採点方法 別添審査表の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価とする。

## 5 委託候補者の選定方法

別紙「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価を行い、各審査委員の評価点が60点以上、かつ、その合計が最高点となった者とする。ただし、項目ごとの各審査員の評価点の合計が配点上限の4割を満たないものが一つ以上ある場合は選定しない。

なお、合計点が同点の際には、審査委員の協議により決定する。

(別紙)

令和8年度女性起業家支援事業委託業務  
プロポーザル審査基準表

項目	審査内容	配点
1. 業務実施体制及びスケジュール	全体の企画内容、スケジュール、運営体制は適切か。	10
2. 適切なコーディネーターの選任	女性起業家の特性を把握し、適切な相談や成長支援が行える人材を選任しているか。	30
3. コミュニティ形成支援の企画	既存コミュニティの形成状況等を理解し、効果が期待できる連携施策を立案しているか。	20
4. 女性起業家支援情報の広報	女性起業家の創業や経営に役立つ内容であり、より多くの者へ情報を届けられる企画となっているか。	15
5. 類似事業の履行実績	類似事業の履行実績などから、業務運営を円滑に行うことが見込まれること。	10
6. 支援対象者や企業の個人情報管理・保管方法	管理・保管方法が適切であること。	5
7. 業務に要する経費及びその内訳	費用が適正な価格となっていること。	10
合計		100